

霧島国際カントリークラブ（仮称）建設に係る協定書の取扱いに関する陳情書

鹿児島県議会議長 金子万寿夫 殿

平成 24 年 11 月 26 日

陳情団体代表：小濱公志

住所：霧島市霧島永水4328-10

霧島市霧島永水4328-10
永水地区自治公民館長 小濱公志

霧島市霧島永水4124-1
永水地区水利組合代表 園田義昭

霧島市霧島大窪306番地
大川地域狩川水利組合代表 徳田善三郎

霧島市霧島大窪1352番地1
大窪自治会長 中村直人

霧島市霧島大窪171-6
豊後迫自治会長 上田順市

霧島市霧島大窪563番地73
駅前自治会長 田島篤男

霧島市霧島大窪535番地24
湯之宮自治会会長 本田一矢

霧島市霧島大窪933番地
湯之宮集落川上簡易水道組合代表 岡元 茂

霧島市霧島大窪574番地
湯之宮集落狩川簡易水道組合代表 中園真一

霧島市霧島大窪576番地
霧島の自然・環境を守る会代表 加治木文男

霧島国際カントリークラブ（仮称）建設に係る協定書の取扱いに関する陳情書

◆陳情の趣旨

平成5年3月19日、旧霧島町と(株)キリシマ（以下事業者）が交わした霧島国際カントリークラブ建設（仮称）に係る開発協定書の取り扱いについて、陳情3004号として提出し、企画建設委員会で審査いただきましたが、審査未了となりました。

陳情3004号に記載しておりました事業者に対する指導、協定書に関する霧島市への助言、勧告は実現しました。しかしながら現地の防災施設工事は継続中であり、現時点で完成しておらず、完成の確たる保証は得られておりません。事業者は事ある毎に「資金繰りが困難」を理由に防災施設完成の確約はできないと発言しております。

県・土地利用対策要綱第7条の規定に沿って霧島市と事業者が締結した開発協定書第10条には「必要な防災施設を他の施設の設置に先行して設置すること」が規定されております。

ゴルフ場建設は森林法第10条の2第2項及び第4項の規定に基づく許可がなされており、その許可条件には主要防災施設の工事を先行することが付されております。

企画建設委員会で執行部は「施工計画書どおり完成させるべく強く指導する」と答弁されていますが、地域住民は事業者都合で防災施設が未完成のまま放置されることを恐れております。

◆陳情項目

事業者は平成23年11月28日、知事名で発せられた「林地開発許可地の防災施設等の完成等について」の通知文に従い、防災施設の工事中であります。事業者都合による未完成が懸念されます。事業者が平成24年5月28日、提出した防災施設の施工計画書に記載された工程表のとおり防災施設を完成させなかった場合、以下2項目を実施くださいますように陳情いたします。

1. 開発協定書に規定された「防災施設の先行設置違反」として県・土地利用対策要綱第9条に定められた非協力者に対する措置条項の実施
2. 林地開発許可条件の「主要防災施設の工事の先行実施違反」として林地開発許可の取り消し

◆陳情に至った経緯

平成22年7月3日、未完成のゴルフ場辺りから発した濁水により、霧島市・霧島永水地区で大洪水が発生し、河川、田畑に大きな被害をもたらしました。洪水以前の県の現地点検では何等問題ないとの報告が為されておりましたが、洪水後は防災施設に問題があるとの指摘に大きく変わりました。

防災施設の未完成について、県はこれを認識し、平成22年10月6日、始良・伊佐地域振興局長名で「林地開発許可地の改善について」の文書指導が発せられました。この指導文書で提出が要請された「主要防災施設の設置等に係る今後の方針」の内容について容認できないとして県は是正指導を行いました。この後、始良・伊佐地域振興局の指導がなされたものの、実効性が乏しかったことから平成23年11月28日、県知事名で「林地開発地の防災施設等の完成等について」の通知文が発せられ、調整池の土砂を全面排除し、計画容量を確保するとともに調整池の早期完成の指導が為されました。

事業者は平成24年5月28日、防災施設の施工計画書を提出しました。この工事の完成時期は平成26年11月となっております。県はこの工程の妥当性について事業者から聴取した費用ではなく、県が発注する類似公共工事の費用から推定し判断しました。

住民は霧島市と共に平成24年8月8日、事業者から防災施設の施工計画について説明を受けました。その席で事業者は「前面擁壁の工事は実施するが、その他の工事を実施できるかは資金の目途が立っていないから確約できない」との発言がありました。知事名による通知文が発せられた以降、平成23年12月3日の南日本新聞記事、平成23年12月13日の霧島市議会でも同様の発言を行っており、地域住民は防災調整池が完成するのか心配しております。